



## 国民年金に関するお知らせ

### ○老齢基礎年金を受取るには…

原則として、「受給資格期間」(以下①～⑥)の合算期間が10年以上ある場合に受給権が発生します。

- ①保険料納付済み期間      ②保険料全額免除期間      ③保険料納付猶予期間
- ④第2号被保険者期間(厚生年金や共済年金等の被用者年金制度加入期間)
- ⑤第3号被保険者期間(昭和61年4月以降で、④の方に扶養される配偶者)
- ⑥合算対象期間(カラ期間)※国民年金の強制加入対象ではなかった期間等  
(例) 昭和61年3月以前に、厚生年金等に加入していた方の配偶者等

※保険料の一部免除を受けていて、納付すべき保険料が未納の場合は、受給資格期間とはなりません。なお、受給額は受給資格期間や、保険料納付状況等で異なります。

※10年以上の受給資格期間を満たしていない方は、任意加入することで受給権が発生する場合があります。  
任意加入：60歳から65歳までの期間にご自身の申出により国民年金に加入し、保険料を納付することができる制度

問合せ 福祉課 福祉係 ☎21-2120

### ○ご存じですか？国民年金基金制度

国民年金基金は、国民年金法に基づく公的な個人年金制度であり、国民年金第1号被保険者(※)である自営業の方などが老後に受け取る老齢基礎年金と合わせて受け取ることで、より豊かな老後の保障を目的として創設されたものです。

・加入によるメリット

- ①掛金の全額が社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。
- ②加入時に将来受給できる年金額があらかじめ分かるため、老後の生活設計が立てやすくなります。
- ③少ない掛金・自由なプランで始められ、加入後もライフサイクルに応じて月々の掛金を変更できます。

・加入条件・資格

道内に住所を有する国民年金第1号被保険者、または60歳以上65歳未満の方で国民年金に任意加入されている方。(ただし、農業者年金に加入中の方や国民年金保険料を免除されている方は加入できません。)

(※) 国民年金第1号被保険者とは、20歳以上60歳未満の自営業者、農業・漁業者、学生および無職の方とその配偶者の方です。

問合せ 北海道国民年金基金 ☎0120-65-4192



## 空き家所有者の皆さんへ

町ホームページ

しりべし空き家BANK



### ○空き家の適切な管理

近年、台風等の強風により空き家からの屋根材や外壁材等が近隣へ飛散する事案が町内でも発生しています。これにより、万が一、近隣の住宅や通行人等に損害を与えた場合は、空き家の所有者が責任を問われることになります。

空き家を所有されている方は、台風シーズンを前に今一度空き家の点検を行い、必要に応じて補修を行うなど適正管理に努めるようお願いします。

### ○空き家の除却(とりこわし)

町では、老朽化した空き家を除却する際の除却費用およびアスベスト調査費用の一部を補助する、「空家住宅除却費補助制度」を実施しています。

制度の内容等については、問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

### ○空き家の売却等

町では後志管内の市町村、建築・不動産の専門家団体および後志総合振興局と連携して管内の空き家物件情報を登録・掲載する「しりべし空き家BANK(バンク)」を共同で運営しています。

空き家の売却や借家としての活用を考え登録を希望される方は、問合せいただくか、「しりべし空き家BANK」のホームページをご覧ください。

問合せ まちづくり計画課 空家対策担当 ☎21-2124